

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第29号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年8月28日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所  
住 所 大阪府大阪市港区弁天1-2-1-1500
- (2) 名 称 第五管区海上保安本部  
住 所 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 阪神港大阪区第5区及び第6区  
(付図のとおり)
- (2) 期 間 令和8年 9月21日から  
令和8年11月30日までのうち3日間

3 水路測量の実施方法

G N S Sによる測位、精密音響測深機による海底地形調査等

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

